

犬の登録と 狂犬病予防注射



問 住民課除染環境係
TEL 0240(34)0228

生後91日以上の子犬を飼っている人には、生涯1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射の接種が、狂犬病予防法により義務付けられています。

●犬を飼うときは登録を

(新規登録手数料3,000円)

犬を飼うときは、30日以内(生後間もない場合は、生後90日を経過した日から30日以内)に飼い犬の登録をしてくださいます。その際に交付された鑑札は、飼い犬の身に付けてください。なお、鑑札を紛失したときは、再交付(手数料1,600円)の手続をしてください。また、犬が死んだときや、犬の譲渡などにより飼い主の情報が変わったときは、その都度、届け出てください。

●うけどんデザイン

「鑑札」「狂犬病予防注射済票」交付開始

4月1日から、浪江町イメージアップキャラクター「うけどん」をデザインした「鑑札」と「狂犬病予防注射済票」の交付を開始しました。なお、現

在着けている鑑札は有効ですので新たな手続は必要ありません。新しい鑑札に変更したい場合は、再交付(手数料1,600円)の手続が必要です。



鑑札



狂犬病
予防注射済票

●飼い犬の登録は所在地で

犬の所在地などが変わったときは、所在地の市区町村に届け出なければなりません。例えば、浪江町に登録のある犬を浪江町以外で飼う場合、所在地を変更する必要があります。鑑札を持参の上、犬を飼育している所在地の市区町村で手続してください。新たに犬を飼う場合も同様です。

●狂犬病予防注射は毎年1回

①集合予防注射
令和3年度の集合予防注射

は、「新型コロナウイルス感染症」の感染状況やワクチン接種事業の進捗状況などを踏まえ、実施を検討します。日程などが決定したら、登録済み犬の飼い主に案内を封書で送付するとともに、町ホームページなどでお知らせします。

②個別予防注射
動物病院で予防注射を接種(料金は各病院で要確認)したときは、病院が発行した「狂犬病予防注射証明書」を除染

環境係に提出し、注射済票(手数料550円)の交付を受けてください。なお、浪江町以外で犬を飼育している場合は、所在地の市区町村で手続してください。

※毎年4月～6月に接種が義務付けられている狂犬病予防注射の接種期間について、「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大防止のため、令和2年度と同様、12月31日(金)まで延長されました。

犬や猫の飼い方 ルールやマナー 大丈夫ですか？

●犬や猫に関する被害や苦情の相談が多く寄せられています

人間に癒やしや生きがいを与えてくれるペットですが、飼い主のマナーが悪かったり、飼い主の身勝手な理由で捨てられたりするなど、ペットに関する様々なトラブルが発生しています。

近所の人や、犬や猫を好きな人ばかりとは限りません。犬の散歩をするときは必ずリード(引き綱)でつなぐ、放し飼いをしないなど、犬や猫の飼い主は、他人に迷惑や危害を及ぼさないよう適正な飼育を心掛けることが大切です。

●環境美化に努めましょう

犬や猫の排せつ物の始末は飼い主の義務です。公園や道路などの公共の場所や他人の土地、建物を汚さないよう必ず持ち帰りましょう。また、飼育場所は常に清潔にし、ハエや悪臭の発生を防ぎましょう。

●小さな命を大切にしましょう。

「捨て犬」「捨て猫」を無くしましょう。

動物を捨てることは、動物愛護法に違反する行為です。子犬や子猫が生まれて困らないよう「生まれなかったための手術」をお勧めします。

犬・猫に関する相談は、福島県動物愛護センター「ハピまるふくしま」相双支所(TEL 0244(26)1351)に相談してください。

ここから下は広告です。